



2015年4月28日

各 位

会 社 名 株式会社リコー
代表者氏名 代表取締役 社長執行役員 三浦 善司
(コード番号 7752 東・名証第1部、福、札)
問い合わせ先 広報室長 橋本 潔
電話番号 03 (6278) 5228

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年4月28日開催の取締役会において、2015年6月19日開催予定の第115回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたため、当社定款第29条および第38条の規定を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役</u>の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2015年6月19日
定款変更の効力発生予定日	2015年6月19日

以上